

子育て世代の住宅取得を支援します！

～ 長期優良住宅の固定資産税相当額を最長 5 年間助成～

■事業の目的

福生市では「子育てするなら ふっさ」を合言葉に、子育て世代を応援する取組みを数多く行っています。

この度、平成 26 年 3 月に改定した福生市住宅マスタープランに基づき、「子育て世代の定住の推進」と「市内の住環境の向上」を目的として、優良住宅取得推進事業を開始します。

■事業の概要

自らがお子さんと一緒に居住するために、市内に新築の長期優良住宅（※）を取得した子育て世帯（中学生までの子どもを養育する親）に対して、その住宅（家屋）に対して課される固定資産税（都市計画税を含む。）相当額を課税初年度から最長 5 年間助成します。

■主な助成要件

- (1) 住宅要件 平成 27 年 1 月 2 日から平成 30 年 1 月 1 日までの間に、延べ床面積が一定規模（戸建て住宅 90 ㎡、共同住宅 70 ㎡）以上の長期優良住宅の認定を受けた新築の住宅を福生市内に取得した方であること。
- (2) 居住要件 中学生までのお子さんがいて、かつ、対象となる住宅に、申請日から継続して親子で居住していること。
- (3) 納税要件 市税を滞納していないこと。

■助成金額・助成期間

- (1) 助成金額 家屋に係る固定資産税相当額（1 年度につき上限 10 万円）
- (2) 助成期間 その住宅の課税初年度から最長 5 年間

■今後の日程（予定）

平成 27 年 7 月に助成金交付に関する要綱を制定し、市民の皆さんや不動産事業者の方に、対象となる住宅や申請の手続等について広報ふっさやホームページ等でご案内します。

なお、助成の対象となる住宅の取得始期は、平成 27 年 1 月 2 日に遡って適用とする予定です（平成 28 年度から新たに固定資産税が課税される住宅が対象）。

※長期優良住宅とは…

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第 10 条第 2 号に規定する認定長期優良住宅のことで、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、省エネルギー対策等について一定の基準を満たしていることについて所管行政庁（福生市内の住宅は東京都多摩建築指導事務所）の認定を受けた、長期にわたって良好な状態で使用することができる優良な住宅です。

【問合せ】まちづくり計画課住宅グループ

電話 042-551-1961